

「玉野市都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部改正について

● 主な改正内容

条例で指定する区域から都市計画法施行令第29条の9各号（令和4年4月1日施行）に規定された災害ハザードエリアを除外する旨を追記

＜災害ハザードエリア＞

- ① 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域
- ② 地すべり等防止法第三条第一項の地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域
- ⑤ 特定都市河川浸水被害対策法第五十六条第一項の浸水被害防止区域
- ⑥ 水防法第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ⑦ 前各号に掲げる区域のほか、都市計画法施行令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域

なお、⑥の想定浸水深については、水深3.0m以上（令和6年3月31日までの間は計画規模降雨に基づく想定浸水深、令和6年4月1日以降は最大規模降雨に基づく想定浸水深）とします。

※令和3年12月に改正した条例は、令和4年4月1日から施行し、新基準は同日以後の都市計画法第29条第1項または法第43条第1項の許可申請から適用することとなります。

※旧条例による基準が適用される許可申請は、令和4年3月31日まで受け付けます。翌日4月1日の申請になりますと、改正した条例が適用となりますのでご注意ください。